

運転技能検査実施要綱の制定について（例規通達）

令和 4 年 5 月 11 日

本部（免許）第24号

〔沿革〕 令和 6 年 8 月本部（会）第49号、8 年 3 月本部（免許）第15号改正

運転技能検査実施要綱を別添のとおり制定し、令和 4 年 5 月 13 日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

運転技能検査実施要綱

第 1 趣旨

この要綱は、運転技能検査の実施に関する規則（令和 4 年新潟県公安委員会規則第 6 号。以下「規則」という。）第 8 条の規定に基づき、運転技能検査（以下「検査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 検査の委託

1 委託契約

検査の委託は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第40条の 2 各号に定めるところにより行う。

2 検査の委託に関する基準

規則第 5 条に規定する基準は、検査を実施するために必要なコースその他の設備を有することとする。

第 3 検査の通知

1 検査対象者に対する通知の方法

運転免許センター長は、検査対象者の運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新期間（以下「運転免許証等の更新期間」という。）が満了する日の190日前を目途に、当該検査対象者に運転技能検査通知書を送付するものとする。

2 受託者に対する通知の方法

運転免許センター長は、規則第 6 条の法人（以下「受託者」という。）に運転技能検査受検予定者通知書を送付するものとする。

第 4 受検申請の受付

検査の受検申請は、検査対象者から運転技能検査受検申請書（別記様式第 1 号）を提出させ、検査手数料とともに受け付けるものとする。この場合において、検査実施者は、運転免許証等により検査対象者が本人であることを確認するものとする。

第 5 基本的留意事項

1 実施方法

検査は、適正な人数で編成されたグループで実施する方法又は受検者ごとに個別に実施する方法のいずれかにより実施すること。

なお、高齢者講習、特定任意高齢者講習又は臨時高齢者講習における実車による指導と合同で実施しても差し支えない。

2 実施場所

原則としてコースにおいて実施すること。ただし、次に掲げる場合は、道路その他適切な場所において実施することができる。

- (1) コースにおいて実施することが困難と認められるとき。
- (2) 受検者の利便性を図るため、検査を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所で実施する必要があると認められる場合において、各課題の設定等の条件がコースで実施する場合とおおむね同等であり、かつ、安全性の問題がないと運転免許センター長が認めるとき。

3 設備

検査を実施するために必要な設備について、次のとおり整備すること。

(1) 普通自動車

検査に使用するマニュアル式又はオートマチック式の普通自動車を必要数整備し、当該普通車両には補助ブレーキ等の装置を装備すること。

(2) 録画装置

検査の状況を記録できるよう、ドライブレコーダー、車内カメラ等の一定期間記録を保存し、映像及び音声を確実に確認することができるもの（以下「録画装置」という。）を整備すること。

(3) 映像再生機材

録画装置に記録した映像を適宜確認できるよう映像再生機材を整備すること。

第6 検査実施上の留意事項

1 使用車両

- (1) 第5の3(1)の普通自動車を使用すること。
- (2) 受検者による車両の持込みは、原則として認めないこと。ただし、身体の障害があることを理由に道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許に条件が付されている場合その他のやむを得ない事情がある場合であって、受検者からの申出があり、車両の持込みによる検査を実施することについて他の受検者に支障がなく、かつ、安全性の問題がないと認められるときは、車両の持込みを認めることができる。

なお、車両を持ち込んだ場合でも、検査手数料は変わらないことをあらかじめ了知させること。

2 コース設定

- (1) コースは、各課題が適切に実施でき、かつ、受検者1人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分以上となるよう走行距離（ならし走行を除く。）を1,200メートル以上に設定すること。

なお、コースの種類を複数設定することは、不要とする。

- (2) 運転免許センター長は、検査を委託する場合は、必要に応じ、受託者が設定したコースが適切であるかどうかについて確認を行うこと。

3 検査の実施

検査は、ならし走行を含め、受検者1人当たりおおむね20分間行うこと。

なお、次の事項について留意すること。

- (1) 受検者の確認

運転免許証等により受検者が本人であることを確認すること。

(2) 事前説明

課題の実施前に受検者に対し、課題の実施方法及び採点に関する事前説明を分かりやすく行い、道路交通法令に従った通行の方法及び適切な運転方法について理解させること。

(3) ならし走行

ア 受検者ごとにおおむね300メートルのならし走行を行うこと。

イ ならし走行から課題走行への移行は、特段の事情がない限り、降車させずに行うこと。

(4) 課題走行

運転技能検査等実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」及び「段差乗り上げ」を実施すること。

なお、コース等の実情に応じて順不同で実施して差し支えない。

(5) 採点

ア 採点は、実施要領に基づき、減点式採点法により客観的かつ厳正に行うこと。

また、各課題の不履行の場合又は走行中の危険を回避するため、検査員がハンドル、ブレーキ等の操作を補助し若しくは是正措置を指示した場合については、特に留意すること。

イ 採点は、ならし走行が終了した時点から、コース等における走行を終えて車両を停止した時点までの間について行うこと。

(6) 安全指導

課題走行終了後の安全指導については、受検者ごとに個別に行うこととし、減点した課題について重点的に指導すること。また、その他安全不確認、操作不適等の不適切な運転行動についても具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下が運転行動に影響を及ぼしている可能性があることについて理解させること。

4 検査の公正性の確保

録画装置により受検者の動静、検査員の採点状況等に係る映像及び音声について記録し、検査の公正性を確保すること。

なお、録画装置の活用により他の受検者の同乗は、不要とする。

5 検査中の指示

(1) コースを教示するに当たっては、受検者が運転に余裕を持つことができるよう教示の時期を十分考慮するとともに、進行方向を指し示すなどにより、明確に教示すること。

(2) コースの教示並びに是正措置及び危険防止のための指示を除き、助言を行わないこと。

6 検査の続行及び中止

検査の途中で合格基準に達しないことが明らかになった場合においても、原則として全ての課題が終了するまで検査を続行すること。ただし、次に掲げる場合は、検査を中止することができる。

- (1) 運転技能が著しく低いことその他の事由により、20分を大幅に超過しても検査が終了しないと見込まれるとき。
- (2) 検査員が検査の実施に必要な指示をしたにもかかわらず、正当な理由なく、受検者がその指示に従わないとき。
- (3) 受検者が人の死傷又は物の損壊を伴う事故を起こしたとき(当該事故について、受検者の責めに帰すべき事情がない場合を除く。)
- (4) その他検査の安全かつ円滑な実施が困難と認められるとき。

7 コースを誤った場合の措置

検査においてコースを誤った場合は、直近の幹線コース又は周回コースを前進う回して正規のコースに復帰させること。この場合(検査員がコースを誤って教示したため受検者がコースを誤った場合を除く。)において、正規のコースに復帰するまでの間に、走行中の危険を回避するため、検査員がハンドル、ブレーキ等の操作を補助し又は是正措置を指示したときは、減点の対象となることについて留意させること。

8 合格基準

検査の成績は、100点満点とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる得点となった者を合格とする。

- (1) 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、又は現に受けている者
80点以上
- (2) (1)以外の者
70点以上

9 運転技能検査受検結果証明書の交付

- (1) 合格基準に達した者に対し運転技能検査受検結果証明書(別記様式第2号。以下「証明書」という。)を交付すること。ただし、合格基準に達しなかった者で証明書の交付を希望するものに対しても証明書を交付することができる。
- (2) 証明書の副本の作成については、必ずしも必要ではないが、受検者が証明書を亡失するなどした場合に再交付できるようにしておくこと。
- (3) 運転免許申請書(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)別記様式第12)又は運転免許証等更新申請書(同府令別記様式第18)に証明書を添付しなければならないことを教示すること。

第7 受託者の取扱い

運転免許センター長は、第4から第6までに規定する事項(第6の2(2)に規定する事項を除く。)については、受託者にも同様に取扱いさせるものとする。

第8 受託者の実施結果等の報告

1 実施結果の報告

規則第6条の規定による報告は、運転技能検査実施結果報告書(別記様式第3号)を公安委員会に提出(運転免許センター長経由)させて行わせるものとする。

2 苦情等の報告

運転免許センター長は、受託者が受検者等から検査結果について苦情又は不服の

申出を受けた場合は、当該受託者に当該受検者等の氏名及び連絡先、検査の実施状況、苦情又は不服の内容並びに当該申出に対する対応状況を記録させ、速やかに公安委員会に報告（運転免許センター長経由）させるものとする。

第9 様式及び実施要領

第3の1の運転技能検査通知書及び第3の2の運転技能検査受検予定者通知書の様式並びに第6の3(4)に規定する実施要領については、運転免許センター長が別に定める。

第10 指示及び指導監督

運転免許センター長は、受託者が検査を適切に実施できるよう、必要な指示及び指導監督を行うものとする。

第11 その他

1 受検者への配慮

運転免許センター長は、検査員等に、受検者が一般に検査を受けることに不慣れであること及び日常使用している車両とは異なる車両で受検することを念頭に置いて検査中だけでなく受付時から検査終了時まで、当該受検者の心情及び体調に配慮した対応に努めさせるものとする。

2 事故防止

運転免許センター長は、受検者の中には身体機能又は運転技能が低下している者もいることから、検査中の各種事故防止に万全を期すため、検査員等に特段の配慮をさせるとともに、受託者に検査に係る事故に備えて対人等の保険に加入させるものとする。